

あいている家が
誰かに愛される家に・・・

琴浦町空き家情報登録のご案内

空き家になっている実家を
売りたいな・・・

相続した空き家を
貸したいな・・・

引っ越した後、今の自宅
どうしよう・・・

空き家をお持ちの方

琴浦町では、町内に移住定住を
希望する方へご紹介する
空き家物件を募集しています。

空き家情報登録をして、
お持ちの空き家を**有効活用**しませんか？



空き家情報登録の流れ

《空き家を売りたい方・貸したい方》



相談



現地
調査



媒介
契約



登録



交渉



役場企画政策課へ
ご連絡ください。

役場職員と所有者様、
不動産業者が
調査します。

不動産業者と
媒介契約をします。
※契約上のトラブルを防ぐため、
媒介契約をお願いしています。

『空き家ナビ』等
ホームページで
空き家情報を公開

空き家を買いたい方・
借りたい方をご紹介

空き家情報登録の3つのメリット

メリット
1

宣伝が楽！

琴浦町のホームページ等で物件情報を公開したり移住相談者に物件を紹介するので、個人で宣伝するよりも手間がかかりません。

メリット
2

地域の活性化に貢献

地域に空き家が多くなると、防犯・防災上の問題や集落の景観悪化の問題が心配されます。また、地域に人が移り住むことで、活性化に繋がります。

メリット
3

資産の維持

家は人が住まなくなると、あっという間に老朽化が進みます。家屋の維持のためにも、維持・管理していただくという気持ちで貸し出してみてはいかがでしょうか？

～まずはお気軽にご相談ください～

相談窓口は
こちら

鳥取県 琴浦町役場企画政策課 TEL. 0858-52-1708

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2

E-mail : ijyuuteijyuu@town.kotoura.tottori.jp

空き家ナビとは

琴浦町内にある空き家物件の情報をホームページ等で公開し、琴浦町へ移住定住を希望する方へ紹介する制度です。空き家の有効活用と、定住促進による地域の活性化を図る目的があります。

- ◎物件を売買・賃貸したい方は登録が必要です。
- ◎空き家情報登録をした物件を購入した場合、購入及び購入に伴うリフォーム費用を補助します。
(1物件あたり1回。条件及び上限あり)
- ◎空き家情報登録をした賃貸物件をリフォームした場合、所有者または入居者にリフォーム費用を補助します。
(1物件あたり1回。条件及び上限あり)
- ◎空き家情報登録をした物件の家財撤去をした場合、所有者または入居者に家財撤去費用を補助します。
(1物件あたり1回。上限あり)

空き家ナビ画面例

琴浦町 空き家ナビ 検索

URL <http://www.town.kotoura.tottori.jp/ijuteju/ohnav/>

琴浦町の概要
住まい
仕事
子育て
暮らし
移住者支援
お問い合わせ

TEL 0858-52-1708
FAX 0858-49-0000

琴浦町役場 企画政策課
〒689-2392
島根県出雲郡琴浦町篠原 591-2
TEL 0858-52-1708
Kotoura Town open house nav.
All Rights Reserved.

空き家登録制度について
様式ダウンロード

登録番号	登録日	登録者	登録料
No.86	2018/06/07	琴浦町大字赤崎31-16	価格: 3,500,000円
No.88	2018/08/09	琴浦町大字赤崎1894-10	価格: 7,800,000円
No.91	2019/01/07	琴浦町大字宮木90-2	価格: 3,240,000円
No.101	2019/09/19	琴浦町丸尾3 6	価格: 7,800,000円
No.103	2019/11/18	琴浦町大字蓬東623	家賃: 50,000円/月
No.104	2019/11/25	琴浦町大字蓬東608-2	価格: 11,800,000円

登録できる空き家

現在、居住・使用されていない物件、または近々居住・使用しなくなる予定の物件のうち、物件に係る所有権、その他の権利が明確であり、空き家の売却・賃貸ができる物件が対象となります。ただし、下記の条件に該当する物件については、当制度では取り扱いできません。

1. 住宅、店舗付き住宅以外の物件
2. 賃貸または分譲等を目的として建築された物件
3. 老朽化が著しい物件（雨漏りやシロアリ被害等、居住が困難な物件）
4. 相続登記がされていない物件
5. 町長が空き家ナビへの登録が適当でないと認める物件

上記の条件に該当しない物件であっても、現地調査の結果、空き家情報の登録が適当でないと判断させていただいた場合は、登録をお断りする場合があります。

注意事項

- 空き家ナビへの物件登録は、売買・賃貸をお約束するものではありません。
- 琴浦町では、空き家の利用希望者へ空き家情報をご紹介いたしますが、空き家の交渉・契約に関して、売買・賃貸の仲介行為は行いません。
- 安心な取引のため、契約交渉は、不動産業者との媒介契約を締結されることをお願いします。
- 不動産業者の媒介は法律で定められた手数料が必要です。空き家所有者の負担は下記の通りです。
 - 売買価格800万円以下 → 仲介手数料上限 33万円（税込み）
 - 売買価格800万円超 → 仲介手数料上限 売買価格×3% + 6万円 + 消費税
 - 賃貸の場合 → 仲介手数料上限 家賃1ヶ月分 + 消費税
- 売買・賃貸契約や業者との媒介契約、入居後のトラブル等は当事者間で解決をお願いします。
- 空き家ナビ登録の際、固定資産税や登記の内容確認のため税務課へ情報共有させていただきます。